

使用前検査申請書の主な内容について

1. 検査事項

一号検査：構造、強度又は漏えいに係る検査ができる状態になった時に、材料、寸法、外観・据付、耐圧・漏えいなどを確認する

二号検査：蒸気タービンの車室の下半分の据付が完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時に、材料、寸法、外観・据付、耐圧・漏えいなどを確認する

三号検査：原子炉に燃料を装荷することができる状態になった時に、機能又は性能を確認する

四号検査：原子炉の起動を開始することができる状態になった時に、機能又は性能を確認する

五号検査：定格出力運転時に、発電所の総合的な性能を確認する

2. 検査を受けようとする工事の工程

平成29年			平成30年			
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	一号検査					▼ — 定格出力運転
	二号検査					
	三号検査					
					四号検査	
						五号検査 □

3. 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始予定時期

- ・平成30年 4月

以 上